

足守地区の生活交通

(公共交通空白有償運送事業に至る経緯等)

1. 公共交通空白地有償湯運送事業に至る経緯

平成16年3月中旬

路線バスの運行縮小が行われ、4月から小学生のバス通学が困難になるほか、縮小された路線の維持も難しい状況から、生活交通手段の確保に苦慮していたところ、過疎地有償運送事業（現在：公共交通空白地有償運送事業）が構造改革特区から全国展開されることとなり、この制度の活用について検討を開始。

平成16年4月

運行主体について、足守地区で特別養護老人ホームを運営する岡山県済生会から、「地元が困っているのであれば、済生会として協力する。」との申し出があり、済生会を運行主体と想定して、関係機関との協議検討を行った。

平成16年7月

「岡山市足守地区過疎地有償運送事業運営協議会（現在：岡山市足守地区公共交通空白地有償運送事業運営協議会）」を設置

平成16年8月～10月

地元検討組織「足守の生活交通を守る会」発足、足守地区全世帯を対象に、生活交通に関するアンケートを実施し、アンケート結果をもとに済生会が事業計画を策定

平成16年11月1日

運営協議会において事業計画承認

平成16年11月10日

事業許可(80条許可)

平成16年11月22日

「**足守地区生活バス**」(愛称)運行開始

運行開始時登録会員数：404名

2. 協議会および検討組織に関する項目

1. 岡山市足守地区公共交通空白地有償運送事業運営協議会（平成16年7月14日設置）

目的

道路運送法第80条第1項の許可に基づく、交通機関空白の過疎地における有償運送事業を実施するにあたり、岡山市足守地区内における生活交通サービスを維持し、住民等の利便性向上を図ることを目的とする。

構成

岡山市主宰、国、県、学識経験者、交通事業者、利用者代表で構成

2. 足守地区の生活交通を守り育てる会（平成16年8月22日設置）

目的

岡山市足守地区における地域住民の生活交通を維持するにあたり、地域の協力体制を確立するとともに、地域の実情に応じた具体的な施策の検討を行うことを目的とする。

構成

連合町内会・小中学校PTA・商工会・老人クラブ・婦人会・民生委員児童委員協会・交通安全協会の代表者及び利用者代表で構成